

J. E. W. ウォーリンによる学業問題の分類と教育環境の整備

1930年代から1940年代半ばのデラウェア州を中心に

吉井 涼

(福山市立大学教育学部)

KEY WORDS: 学業不振、特殊学級、アメリカ合衆国

1. はじめに

本稿の目的は、1930年代以降のデラウェア州において、州全体の特殊学級制度の整備が進められる中、学業面において通常学級で困難を示す子どもがどのように認識され、いかなる対応が試みられたかを、J. E. W. ウォーリン(1876-1969)の実践を通じて明らかにすることである。

主たる資料はデラウェア州教育委員会年次報告書(AR)、ウォーリンによる著書・論文等である。分析の視点は、理念、対象、処遇、教育・社会状況の4点である。対象時期は、1930年代から1940年代半ばまでとする。なお、本稿では歴史的用語を用いる。

2. ウォーリンによる学業問題の分類

ウォーリンは1932年からデラウェア州教育委員会特殊教育部門長として、州内の特殊学級制度の整備に取り掛かる。彼は、公立学校には一定の割合で学業・行動上の困難を示す子どもがいることを明らかにし、その数を4172人と試算する。一方、1932/33年度における同州の対策は精神薄弱学級の設置に限定されており、その在籍者数は140人程度であった。特殊学級での対応が必要な子どもの多くが通常学級に在籍していることが指摘された(AR, 1932/33)。

学業問題についてウォーリンは精神薄弱児、学業不振児、特定の教科に障害のある子ども(special subject-matter disabilities)と分類する。精神薄弱児は、「誕生時もしくは初期からの脳の抑止や欠陥に基づく精神欠陥による社会的・職業的非効率の状態」であり、彼ら自身と他者の保護のために、ケア、指導監督、統制を必要とする子どもであった(Wallin, 1919; 1920)。学齢児の約1%かそれ以下の割合が精神薄弱にあたると考えられた(Wallin, 1935)。

学業不振児は、先天的・後天的要因により全般的な能力欠如があるが、適切な対応があれば通常学級への復帰可能性のある子どもであり、学齢児の2~3%程度の割合で存在すると考えられていた。彼らには、精神薄弱とは異なる学級での指導が必要であった(Wallin, 1924; 1935)。

特定の教科に障害のある子どもは、知的な遅れはみられないが、1つか2つの分野(読み、スペリング、算数等)で特に欠陥があり、弱い分野に対する特別な援助が必要な子どもであった。彼らは学齢児の10~15%程度いると推定された。状態が固定化される前に治療的指導や特別な対応が与えられれば状態は改善されると考えられた(Wallin, 1924; 1935)。

3. デラウェア州特殊学級制度の整備とその現実

学業問題に対してウォーリンは、精神薄弱学級と学業不振学級という2種類の固定式の特殊学級を整備する必要性を強調した(Wallin, 1942)。特定の教科に障害のある子どもについては、学業不振学級での対応、もしくは通常学級での治療的指導が考えられていた(AR, 1932/33)。特殊教育部門の検査により通常学級での治療的指導を推奨される子どもは毎年一定数存在したが、彼らに対する指導は、同部門と連携しながら通常学級教員が担うものと考えられた(AR, 1937/38)。ウォーリンは、障害児に対する教育の責任を、通常学級教員と特殊学級教員の双方が負っていると主張し(Wallin, 1934)、通常学級教員の役割を指摘した。し

かし、上記の子どもが通常学級で指導を受けるためには、通常学級が大規模でないこと、カリキュラムと時間割に柔軟性があること、最低限の設備と教具があること、特殊教育や治療的指導の方法に関する訓練を受けた通常学級教員であること、精神薄弱児や学業不振児が特殊学級へ移動していることといった条件があることをウォーリンは指摘していた(AR, 1932/33; Wallin, 1941)。

それでは同州の特殊学級はいかなる状況にあったのか。1942/43年度に開設されていた州管轄の特殊学級は7つあったが、そのすべてが、精神薄弱と学業不振の混合集団で構成されており(Wallin, 1943; 1944)、2種類の学級の区別はできていなかった。州管轄の公立学校の多くは小規模校であったため、各学校には、それぞれの学級を単独で開設するだけの十分な子どもがいなかったと考えられる。しかし、学級が十分に整備されていたわけではなく、特に学業不振学級の数は不足しており、同学級の対象児が通常学級に留まらざるを得ない事態が生じていた(AR, 1938/39)。また、特定の教科に障害のある子どものうち、特に読みと算数に困難を示す子どもに対しては、通常学級に在籍しながら、一定時間、別の学級に抽出して小集団で治療的指導を行う試みが開始され、一定の成果を得た(AR, 1943/44)。しかし、この取り組みは州管轄の3つの公立学校でのみ実施されたものであったし、前述した特定の教科に障害のある子どもが通常学級で教育を受けるための条件は1940年代半ばになってもすべて満たされることはなかった。

4. 精神薄弱・学業不振以外の障害への対応の開始

1930年代半ば頃からデラウェア州において、盲や弱視、聾や難聴、言語欠陥、整形外科的障害、健康問題等のある子どもに対する公立学校における教育的対応の欠如が問題視される。1939年には、特殊学級設置を義務付ける州法が制定され、その対象となる障害種は、精神薄弱、重度遅滞、言語欠陥、社会的不適応、盲と弱視、聾と難聴、整形外科的障害、重度栄養失調等、多岐にわたっていた(Wallin, 1942)。実際、1940年代半ばから、予算措置がなされ、難聴や言語障害、整形外科的障害のある子どもに対する検査や指導が開始されるようになる(AR, 1943/44)。いくつかの障害種に対する予算の増額はみられたが、すべての障害児に対する十分な検査と対応を可能にするだけの予算があるわけではなかった(AR, 1941/42; 1945/46)。

5. まとめ

州教育委員会特殊教育部門長として、学業問題の状態別での教育環境の設置を求めてきたウォーリンであったが、実際には2種類の特殊学級の区別はできず、その数も不足していた。また、通常学級での対応が可能と考えられた子どもは、対応責任の所在が曖昧なものとなり、適切な対応がないまま通常学級に在籍していた可能性があるだろう。学業問題は、その状態像の適切な把握と分類が困難であったが、それを可能にする検査者の増員や学級増設、特殊学級教員の給与増額等の対策は、大恐慌期の中、そしてコミュニティを基盤とする公立学校特殊学級制度全体の整備が求められる中では困難であったと考えられる。

文献：当日配布

(YOSHII Ryo)